広報 しんじは

日ごろから心がけよう る い 選

平成29年(2017年)

6 • 15

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎03(3209)1111 ホームページ冊 http://www.city.shinjuku.lg.jp/ 携帯電話版IP http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/



携帯電話用 二次元コード 発行 新宿区 編集 新宿区選挙管理委員会 **2**03(5273)3740

【告示日】6月23日(金)

東京の未来をつくる大切な選挙です。

あなたの大切な一票を無駄にすることなく、都政にあなたの声を届けましょう。 【問合せ】区選挙管理委員会事務局(第1分庁舎3階)☎(5273)3740・四(5273)5230

午前7時 午後8時



投票できる方

●新宿区で投票できる方

次の要件を満たす方は、新宿区の選挙人名簿に登録され、新宿区で投票できます。 (1)平成11年7月3日までに生まれた日本国民であること

- (2)平成29年3月22日までに、新宿区へ転入の届け出をしていること
- (3)平成29年6月22日まで、引き続き新宿区に住民登録があること

●都内の区市町村から転入してきた方

次の要件をいずれも満たす方は、前住所地の区市町村で投票できます。

- (1)前住所地が**都内**であること
- (2)平成11年7月3日までに生まれた日本国民であること
- (3)平成29年3月23日以降に、新宿区へ転入の届け出をしていること
- (4)前住所地に選挙人名簿登録があること

なお前住所地で投票する場合、「引き続き都内に住所があることの確認」が必要 です。新宿区で発行する「選挙用住民票」(無料)や、引き続き都内に住所があるこ とを確認できる書類(住所書き換え済みの運転免許証やマイナンバーカード、通 常の住民票等)をご持参いただくと、確認の時間が省略でき、スムーズに投票でき ます。新宿区では「選挙用住民票」(無料)を戸籍住民課住民記録係(本庁舎1階)及 び各特別出張所(10か所)で発行しています。

●都外の区市町村から転入してきた方

平成29年3月23日以降に、都外から新宿区に転入の届け出をした方は、東京都議 会議員選挙の投票はできません。

●都内に転出した方・する方

- (1)平成29年3月23日以降に転出し、新住所地へ転入の届け出を出した方 新宿区の選挙人名簿に登録されている方は、新宿区で投票できます(新住所地 では投票できません)。(※)
- (2)平成29年3月2日~3月22日の間に転出の方
- ①新住所地で選挙人名簿に登録された方(平成29年3月22日までに新住所地へ転 入の届け出をした方)は、新住所地で投票できます(新宿区では投票できません)。
- ②新住所地で選挙人名簿に登録されない方(平成29年3月23日以降に新住所地へ 転入の届け出をした方)で、新宿区の選挙人名簿に登録されている方は、新宿区 で投票できます。(※)
- (3)平成29年3月1日以前に転出の方
- ①新住所地で選挙人名簿に登録された方(平成29年3月22日までに新住所地へ転 入の届け出をした方)は、新住所地で投票できます(新宿区では投票できません)。
- ②新住所地で選挙人名簿に登録されない方(平成29年3月23日以降に新住所地へ 転入の届け出をした方)で、新宿区に選挙人名簿登録されている方は、新宿区を 転出してから4か月を経過しない間は期日前投票ができる場合があります。(※)
- (※)新宿区で投票する場合、「引き続き都内に住所があることの確認」が必要です。 新住所地で発行する「選挙用住民票」(無料)や、引き続き都内に住所があることを 確認できる書類(住所書き換え済みの運転免許証やマイナンバーカード、通常の 住民票等)をご持参いただくと、確認の時間が省略でき、スムーズに投票できます。

●都外に転出した方・する方

平成29年6月23日までに都外へ転出した方は、東京都議会議員選挙の投票はで きません。ただし、平成29年6月24日以降に都外へ転出する方は、転出する日まで の間、東京都議会議員選挙の期日前投票をすることができます。

●新宿区内で転居した方

6月9日 金までに区内転居の届け出をされた方は、新住所の投票所で投票してください。 6月10日出以降に区内転居の届け出をされた方は、前住所の投票所で投票してください。

●投票所整理券

6月23日金ころから、住民票の世帯ごとにまとめて封書でお送りします。投票の際は、 ご自分の投票所整理券を確認のうえお持ちください。投票所整理券が届かない場合 や紛失した場合でも投票できます。投票所・期日前投票所の係員にお申し出ください。

投票の方法

投票用紙に**「候補者1人の氏名」**を記入してください。 氏名以外は書かないでください。



期日前投票のご利用を

投票日当日、仕事や旅行、レジャーなどで投票所に行くことができない方は 期日前投票ができます。期日前投票ができる場所・日時は表1・表2のとおりです。

●表1 期日前投票所の所在地

期日前投票所名	所在地	
区役所第一分庁舎一階ロビー	歌舞伎町1-5-1	
四谷特別出張所	内藤町87	
簞笥町特別出張所	簞笥町15	
榎町特別出張所	早稲田町85	
若松町特別出張所	若松町12-6	
大久保特別出張所	大久保2-12-7	
戸塚特別出張所	高田馬場2-18-1	
落合第一特別出張所	下落合4-6-7	
落合第二特別出張所	中落合4-17-13	
柏木特別出張所	北新宿2-3-7	
角筈特別出張所	西新宿4-33-7	

●表2 期日前投票のできる期間・場所・時間

- 21			
期間	6月24日(土)	6月25日(日)~7月1日(土)	
投票できる場所	・新宿区役所 第一分庁舎のみ	・新宿区役所第一分庁舎 ・各特別出張所(10か所)	
投票時間	午前8時30分から午後8時まで		

○持参するものは?

投票所整理券がお手元に届いていれば、整理券裏面の「期日前投票宣誓書 (兼請求書)」に必要事項を記入のうえお持ちください。印鑑は不要です。

○投票所整理券がないと投票できませんか?

新宿区に選挙人名簿登録があれば、整理券が届かない場合や、紛失などでお 持ちでない場合でも期日前投票ができます。期日前投票所に備え付けている 「期日前投票宣誓書(兼請求書)」をご利用ください。

○住所によって期日前投票所は決められていますか?

期日前投票は、上表のいずれの期日前投票所でも投票することができます。 ただし、投票日当日(7月2日)は、決められた投票所でのみの投票となります ので、投票所整理券をご確認ください。

○長期の旅行などで期日前投票に行けない場合は?

滞在地で不在者投票をすることができます。裏面の「滞在地・転出先での不 在者投票」をご覧ください。

投票所変更のお知らせ

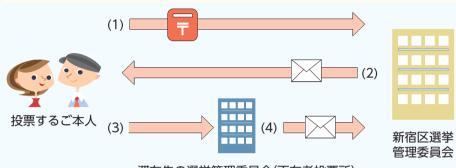
今回の選挙では次の投票区の方は投票所が変更になります。投票所整理券 でご確認ください。

- **◆第7投票区**…TKP市ヶ谷カンファレンスセンターから
- 「東京理科大学10号館」(市谷田町3-21)に変更
- ◆第33投票区…新宿NPO協働推進センターから 「新宿リサイクル活動センター」(高田馬場4-10-2)に変更
- ◆第44投票区…淀橋第四小学校から
- 「淀橋第四幼稚園」(同一敷地内です)に変更
- ◆第48投票区…工学院大学新宿校舎から
- 「エステック情報ビル」(西新宿1-24-1)に変更

■滞在地・転出先での不在者投票■

長期の出張や旅行、都内の他の区市町村への引っ越しなどで、新宿区内で投票・期日前投票ができない方は、次の手続きにより、新宿区以外の区市町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。投票用紙等の請求・送付には郵便を使いますので、お早めにお手続きください。

- (1)投票するご本人が、新宿区選挙管理委員会あてに投票用紙等を請求します。記載例(右図)を参考にして、便せん等に記入して請求してください。
 - ※都内へ転出された方のうち、裏面に「不在者投票宣誓書(兼請求書)」が印刷された投票所整理券をお持ちの方は、そちらをご利用ください。
 - ※請求書の様式は新宿区のホームページからも取り出せます。
 - ※投票用紙等は電子メールやファックス、電話での請求ができません。郵便で 請求してください。
- (2)請求書が新宿区選挙管理委員会に到着し、受付処理をした後に「投票用紙の送付先」に郵便(レターパックプラス)で投票用紙等をお送りします。
- (3)滞在先(転出先)の区市町村の選挙管理委員会(不在者投票所)で不在者投票をしてください。
 - ※不在者投票所以外の場所で投票用紙に記入をすると無効になります。



滞在先の選挙管理委員会(不在者投票所)

滞在先が都内の区市町村の場合、不在者投票ができる期間・時間は6月24日出から7月1日出の午前8時30分から午後8時です。

滞在先が都外の区市町村の場合(その区市町村で選挙が行われていない場合)、不在者投票ができる期間・時間は6月26日側から6月30日倫の午前8時30分から午後5時です。

不在者投票ができる場所等は、あらかじめ滞在地の選挙管理委員会にご 確認ください。

(4)投票用紙等は滞在先(転出先)の選挙管理委員会から新宿区選挙管理委員会へ返送されます。投票用紙の到着が投票日(7月2日(日))を過ぎると無効になりますので、お早めに投票してください。

【記載例】

投票用紙等請求書

私は平成29年7月2日執行の東京都議会議員選挙の当日、○○(投票所に行けない理由を記入)のため投票所に行けない見込みです。

このことが真実であることを誓い、投票用紙等を請求します。

平成29年6月×日

- 1 氏名(ふりがな)
- 2 生年月日
- 3 新宿区での住所
- 4 投票用紙の送付先
- 5 電話番号(日中に連絡がつく番号や携帯電話の番号)

投票用紙の請求先 新宿区選挙管理委員会事務局(〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-5-1)

■郵便等による不在者投票■

身体が不自由なため投票所に行くことが難しく、**下表**に該当する方は、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受け、**6月28日 (必着)**に投票用紙等の請求をすると、郵便等による不在者投票ができます。

また、下表に該当し、かつ「身体障害者手帳をお持ちで上肢または視覚の障害の程度が1級の方」または「戦傷病者手帳をお持ちで上肢または視覚の障害の程度が特別項症~第2項症の方」は、事前の手続きで代理記載制度が利用できます。詳しくは区選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

郵便等による不在者投票ができる方

手帳の種類等	内容	等級等
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障害	1級・2級
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・ 小腸の障害	1級・3級
	免疫・肝臓の障害	1級~3級
	両下肢・体幹の障害	特別項症~第2項症
戦傷病者手帳	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・ 小腸・肝臓の障害	特別項症~第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

※請求期限(6月28日(水))を過ぎてからは、東京都議会議員選挙の投票用紙等の 請求はできません。お早目に手続きください。

指定病院等に入院・入所されている方の不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定する病院や老人ホーム等に入院・入所している方は、その施設内でも不在者投票ができます。お早めに病院・施設にお問い合わせください。

新宿区内の指定病院・施設は下表のとおりです。

慶應義塾大学病院	北新宿特別養護老人ホーム かしわ苑
大久保病院	特別養護老人ホーム 新宿けやき園
東京新宿メディカルセンター	特別養護老人ホーム マザアス新宿
東京女子医科大学病院	特別養護老人ホーム 神楽坂
国立国際医療研究センター	特別養護老人ホーム もみの樹園
東京山手メディカルセンター	有料老人ホーム サニーパレス四谷壱番館
目白病院	有料老人ホーム グランダ哲学堂公園
聖母病院	有料老人ホーム せらび新宿
河井病院	有料老人ホーム ねむの木
東京医科大学病院	有料老人ホーム メディアシスト市谷柳町
春山記念病院	有料老人ホーム コミュニケア24癒しの新宿御苑
林外科病院	介護老人保健施設 デンマークイン新宿
特別養護老人ホーム 原町ホーム	介護老人保健施設 マイウェイ四谷
養護老人ホーム 聖母ホーム	介護老人保健施設 フォレスト西早稲田
特別養護老人ホーム 聖母ホーム	指定障害者支援施設 新宿けやき園
北山伏特別養護老人ホーム あかね苑	(平成29年6月1日現在)

■身体の不自由な方には

○代理投票

心身の故障等で、投票用紙に自書できない方は、投票所・期日前投票所の係員が補助者としてお手伝いします。ご希望の方は、投票所・期日前投票所の係員にお申し出ください。投票の秘密は守られますのでご安心ください。

○点字投票

目が不自由な方は点字で投票できます。ご希望の方は、投票所・期日前投票所の係員にお申し出ください。

○その他

すべての投票所・期日前投票所には、老眼鏡・点字器・文鎮・拡大鏡・コミュニケーションボード・筆談ボード・車いすを用意しています。必要な方は係員にお申し出ください。また、車いすのまま利用できる記載台も用意しています。

■投票所への移動に関する支援■

視覚障害や全身性障害、知的障害や精神障害のある方は「移動支援事業」等の制度を利用することにより、ご自宅から投票所への移動について支援が受けられる場合があります。また、その他の障害でも支援が受けられる場合があります。介護保険の「要介護」・「要支援」の認定を受けている方又は「介護予防・生活支援サービス事業対象者」の方は、「訪問介護」のサービスによりご自宅等から投票所への移動について支援が受けられる場合があります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

- ◆視覚障害・知的障害・全身性障害・精神障害・その他の障害の方
 - →障害者福祉課支援係 ☎(5273)4583· (3209)3441
- ◆介護保険の「要介護」の認定を受けている方
 - →介護保険課給付係 **☎**(5273)4176 · **☎**(3209)6010
- ◆介護保険の「要支援」または介護予防・生活支援サービス事業対象者の方
 - →地域包括ケア推進課介護予防係 ☎(5273)4568・☎(6205)5083

選挙公報

今回の選挙から、選挙公報の各戸配布を行います。6月26日(月)~6月28日(水)ころまでに、委託業者が選挙公報を各家庭に配布します。期間内に届かなかった場合は、選挙管理委員会事務局までご連絡ください。また、区役所本庁舎・分庁舎や特別出張所などの主な区施設のほか、一部のスーパーマーケット・駅等にも置きます。

目の不自由な方のために、点字版や音声版の選挙公報も用意しています。区選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

※東京都選挙管理委員会ホームページ(http://www.senkyo.metro.tokyo.jp/)でも選挙公報がご覧いただけます。6月25日(印)ころに公開の予定です。新宿区のホームページからもリンクします。

投票・開票速報

開票は7月2日(日)午後8時45分から、新宿コズミックスポーツセンター(大久保3-1-2)で行います。

また、投票・開票の速報は、投票日当日に新宿区ホームページでご覧いただけます。